

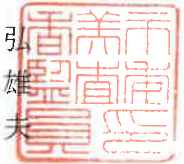


定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和3年2月25日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫



記

1 措置を講じた部署

香北・物部支所（市民生活班・地域振興班）
香北・物部教育委員会分室（吉井勇記念館を含む）

2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和3年1月29日
(2) 措置通知年月日 令和3年2月12日（市長）
令和3年2月19日（教育長）

(3) 指 摘 事 項

- ① 土地の賃貸借料の支払いにおいて、契約者と請求者の関係性が明らかでない。支払うべき相手方を精査し、厳正な事務処理に努められたい。（教育委員会物部分室）

回答

相続関係の分かる挙証資料を収集し、支払いの相手方の続柄等が明確になるよう事務処理を行います。

- ② ライダーズイン奥物部及びふるさと物産館について、基本協定書本文と別紙として添付されているリスク分担表とで指定管理者が負担すべき修繕費の範囲に相違があった。早急に整合性を取るとともに内容を明瞭化し、適正に負担を求められたい。

（物部支所）

回答

基本協定書内のリスク分担表にある修繕金額を訂正します。

修繕については、指定管理当初より不具合があったものについては市で修繕を行っています。その他の修繕は、指定管理者が対応しています。

- ③ 施行(工)伺や回議書に必要な決裁権者の決裁がないものや施行(工)伺が省略されたものが散見された。事務決裁規程や総務課及び管財課の示す手順に従い、適正な事務処理に努められたい。（香北支所・物部支所・教育委員会香北分室）

回答

- ・今後、施工伺や回議書については、事務決裁規程や総務課及び管財課の示す手順を再度確認して、適正な処理に努めていきます。（香北支所）
- ・今後は、事務決裁規程等を遵守して、適正な処理を行います。（物部支所）
- ・今後は、事務決裁規程、総務課や管財課の示す手順に改め、適正な事務処理に努めます。（教育委員会香北分室）

- ④ 契約書で示された書類で相手方から未徴収のものがあつた。今後は、契約書の内容を遵守されたい。（香北支所・物部支所・教育委員会香北分室・物部分室）

回答

- ・今後、書類の不備が出ないように、契約書の内容を十分に確認し職員間でも確認しながら適正な事務に努めていきます。（香北支所）
- ・今後は、契約書の内容を十分に確認し、適正な処理を行います。（物部支所）
- ・契約書に示された書類は徴収し、契約内容遵守に努めます。
（教育委員会香北分室・物部分室）